

議案第1号

教育委員会定例会資料
平成27年3月23日
教育部生涯学習課
課長：蓮井 昭夫
担当：藤森 智
内線 763-213

安曇野市生涯学習リーダーバンク設置要綱の一部改正について

安曇野市生涯学習リーダーバンク設置要綱（平成17年10月1日教育委員会告示第24号）の一部を下記のとおり改正したいので協議します。

記

現行	問題点と改正の方向
(登録の条件) 第3条 リーダーバンクに登録できる者は、そのすぐれた知識及び技術をもって市民のために奉仕しようとする熱意のある者とする。	「市民のために奉仕しようとする熱意のある者」の基準が不明確です。 具体的な基準を設けます。
(登録の手続) 第4条 リーダーバンクへの登録は、生涯学習リーダーバンク登録申込書(別記様式。以下「申込書」という。)を教育委員会に提出することをもって行う。ただし、他の推薦により登録をする場合は、本人の承諾を得るものとする。	登録手続きの手順が不明確です。 新たに明記し、登録証明書を交付するよう定めます。 また、登録期間を定め、広報などで周知し登録者数の増加を図ります。 なお、他の推薦によりリーダーバンクに登録された実績がないため、この部分を削除します。
(登録事項及び登録者台帳) 第5条 登録者の登録事項は、申込書記載事項によるものとし、教育委員会は、申込書をもって登録台帳として整理保管するものとする。	「登録台帳として整理保管するものとする」部分は、第4条(登録の手続)に含めます。
(登録事項の訂正) 第6条 登録者は、登録事項について訂正又は加除を希望するときは、書面により隨時その旨を申し出ることができる。また、登録者が秘密の保持を希望する登録事項については、その情報を提供しないものとする。	「登録者が秘密の保持を希望する登録事項」については実績がありません。 個人情報にあたる部分を公表しないよう表記を改めます。
(なし)	(登録の更新) 登録の更新について要綱の中に定めがなく、最新の情報が反映されていません。2年に1回更新を行うよう定めます。
(なし)	(登録の取り消し) 登録の取り消しについて要綱の中に定めがありません。新たに定めます。
別表(第2条関係)	「等」を削除します。 専門項目の一部を現在の一般的な名称に改

現行	問題点と改正の方向
別記様式（第4条関係）	めます。 （登録申請書） 第6条を個人情報にあたる部分を公表しないよう改正することに伴い、申請書を次の様式（様式第1号）に改めます。
（なし）	（登録証明書） 登録証明書の様式を次のように定めます。 （様式第2号）

安曇野市生涯学習リーダーバンク設置要綱（平成17年安曇野市教育委員会告示第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「指導者」を「登録者」に改める。

第3条中を次のように改める。

（登録の条件）

第3条 リーダーバンクに登録できる者は、次に掲げる要件を全て満たす個人又は団体とする。

（1） リーダーバンクの目的を理解し、賛同する者

（2） 生涯学習に関する豊かな知識及び優れた技能をもって生涯学習の推進に積極的に協力できる者

（3） 政治、宗教又は営利を目的としない者

第4条中を次のように改める。

（登録の手続）

第4条 リーダーバンクに登録を希望する者は、毎年2月1日から同月28日までの間に生涯学習リーダーバンク登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を教育委員会に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項で定める期間外に申込みがあるときはこれを受理することができる。

3 教育委員会は、申請書の内容が適当であると認めた場合は、リーダーバンクに登録し、登録事項を登録台帳に整理保管するとともに、安曇野市生涯学習リーダーバンク登録証明書（様式第2号）を交付するものとする。

第5条の見出し中「及び登録者台帳」を「の公表」に改め、同条中「申込書記載事項」を「申請書記載事項」に、「教育委員会は、申込書をもって登録台帳として整理保管」を「住所、生年月日及び連絡先以外は公表」に改める。

第6条後段を削る。

第9条を第11条とする。

第8条第1項中「として、」の次に「教育委員会が」を加え、同条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

（登録の更新）

第7条 教育委員会は、登録の更新を2年に1回行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、登録者が申請書を再度提出することにより、その申請内容を適当と認めた場合、登録を更新することができる。

（登録の取消）

第8条 登録者が次の各号のいずれかに該当するときは登録を取り消すものとする。

（1） 登録者から申出があったとき。

（2） 登録者が、リーダーバンクを利用して政治、宗教又は営利目的の活動を行ったと

き。

(3) 登録者が、社会的信用を失墜するような行為をしたとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が不適格と認めたとき。

別表中「障害児」を「障がい児」に改め、「の問題」及び「、ワープロ」を削り、「成人病」を「生活習慣病」に、「癌」を「がん」に、「レクリエーション」を「レクリエーション」に改める。

別記様式を次のように改める。